

釧路市立昭和小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう地域住民や保護者、児童生徒などの意見を取り入れ、いじめの防止等を目的に策定する。

(1) いじめの防止等に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

(2) いじめの防止等に向けてのポイント

- ア 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- イ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ウ いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- エ 児童が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。
- オ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決にあたる。
- カ 児童及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。
- キ 児童が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ク 教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ未然防止等の対策のための校内組織を設置する。

＊「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長、当該学級担任及び学年主任、養護教諭、市教委指導主事、市教委スクールカウンセラー、市教委スクールソーシャルワーカー、その他管理職から指名された者等

- (2) いじめ問題を発見した場合には、情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にする。
- (3) いじめ対策委員会では、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。
- (4) いじめの内容や実態に応じて、教育委員会の「いじめ解決サポートチーム」「いじめ防止対策委員会」との連携を図り対応にあたる。
- (5) 児童相談所や警察・関係機関等との連携や校種間の連携を視野に入れて対応する。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめを未然に防止する取組

- ア 児童会が中心となる活動やクラスで取り組むいじめ防止運動を実施
- イ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という環境をつくり、全国学力・学習状況調査における「いじめは許されない」と回答する児童の割合を100%にする。
- ウ 「学校いじめ未然防止プログラム」に関わる校内研修の実施
- エ 児童理解研修の実施
- オ 人権教室の実施
- カ ネットモラルに関する授業を実施

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を年2回実施する。
- イ Q-Uテストやアセスによる集団分析を行い、いじめ問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し、早期に対応する。
- ウ いじめ調査・Q-Uテスト・アセス実施後、担任との面談を実施する。
- エ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- オ 児童の援助希求的態度を養うとともに「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童及び保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ウ インターネット上に不適切な書き込み等がないか、定期的にネットパトロールを実施し、早期発見に努める。（生徒指導部中心に）

4 いじめに対する措置

- (1) 教職員がいじめを見聞きし、またいじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- (2) 教職員はいじめを抱え込まないよう「学校いじめ対策委員会」へ報告し適切な措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対する様々な支援を検討するとともに、いじめを行った児童についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行うことで、再発の防止に努める。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (7) いじめの解消についてはいじめ事案の関係者の状況を見極めながらいじめ対策委員会において協議を行いいじめを認知した日から3ヶ月をめどにいじめが解消に至ったかを判断する。

5 重大事案への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査を実施する場合、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。また教育委員会が主体となって調査を行う場合、学校は当該事案の調査に対して協力する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) 児童がいじめに向かわないよう、日頃から学校はじめ地域全体で児童に積極的に関わっていく意識を強く持つとともに、家庭や地域との連携においても、常にささいな変化に気付く意識の醸成を図る。
- (2) 家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童の変化に気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげる。
- (3) コミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について仮定や地域と意識を共有し、連携した対策を推進する。

7 学校評価における留意事項

- (1) いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を組織的かつ適切に行うため、いじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- (2) 学校のいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、児童・保護者のアンケート調査、教職員の評価等により目標の達成状況を評価し、取組の改善に生かす。
- (3) 学校のいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、必ずその内容について入学時、各年度の開始時に資料を配布するなどし、いじめ防止に向けた取組について情報を共有する。

*平成29年 4月策定
令和 7年 4月改定